

パブリックコメントに提出された意見とその意見に対する市の考え方

| | | | |
|--------|---------------------------|------|------|
| 計画等の名称 | 龍ヶ崎市みどりのまちづくりプラン | | |
| 意見提出期間 | 令和5年1月27日(金)～令和5年2月27日(月) | | |
| 意見提出者数 | 1件(個人1件、団体 件) | 意見件数 | 19 件 |

| No. | 意見 No. | 意見の概要 (原文のまま) | 市の考え方 |
|-----|--------|--|---|
| 1 | 1 | 【3 ページ】 (2)計画期間は対応によって計画の見直ししないのか？ 2 ページの計画の位置付けでは整合を図ると言っているなら見直しの要件を記載すべきです。 また、市だけでなく、県や国の整合を取るべきと考えます。県は条例を制定したのではないかと？ | 計画期間は10年間としており、計画期間の中間年度や大きな社会動向の変化が生じた場合などには、適宜、計画の見直しを行うこととしています。また、本市の最上位計画や関連する計画等との整合・連携を図るほか、法改正等がされた場合についても整合性を図り計画を実施します。 |
| | 2 | 【3 ページ】 法による地域において”民法”、”道路法”、”道路交通法”は別になるのでしょうか？都市公園の沿道と絡むと考えます。 | 本計画における対象とする緑地については、含まれません。 |
| | 3 | 【15 ページ】 (4)河川湖沼等で江川を触れていません。対象外？ | 河川・湖沼等には、江川も含まれております。例として大正掘川、小貝川及び牛久沼を記載しているものです。 |
| | 4 | 【22 ページ】 緑地一覧の R-5 の備考では県と共同で整備ですが、これは護岸関連の整備でしょうか？ 県は牛久沼の国道 6 号線沿いも整備するのか？ | 牛久沼水辺公園の整備については、県の事業として進められ、施設の整備に関して茨城県と本市の共同により実施したものです。なお、県による牛久沼の国道 6 号線沿いの整備の有無については、具体的な整備内容が不明であり、かつ、県の事業計画についての確認事項となるため、本市からの回答は控えさせていただきます。 |
| | 5 | 【32 ページ】 | 回答された項目のうち回答数が多い2項目について記載 |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>未回答が一番多かったのに2番目ことを報告するのか？ 未回答をしたことが回答にならないことしたことが間違っていないですか？ 未回答が多かった分、次回は別な回答をするべきと思う。</p> | <p>しております。 なお、次回、アンケート調査を実施する際はご意見を検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 6 | <p>【37 ページ】 (3)の① について何を取り組んで来ましたか？ 日常を通過している箇所では取り組んでいた箇所がありません。</p> | <p>樹木の剪定や除草等については、計画的に実施しているほか、自治会等の要望により、随時、適切な維持管理に努めております。また、施設の更新や維持等においても計画的に実施しております。</p> |
| 7 | <p>【42 ページ】 ③について 交通に支障をしていることは事実。 特に支障しやすい交差点、信号機や横断歩道、また、夜間では街灯に支障。遠方からで支障無いように保全をするべきと考えます。 アンケートの上位回答で「今後、増やす・守るべきみどり」は大いに評価できるが、回答住民に維持管理することができるか？やってもらいたいくらい。この項目は道路の計画でのことでないでしょうか？</p> | <p>街路樹についても、本計画に含まれており、適正な維持管理として、計画的な剪定や間伐等により緑豊かな市街地の保全を行っておりますので、引き続き適切に維持管理を実施します。</p> |
| 8 | <p>【46 ページ】 5-4(1)は予算を組んでないと実現性は厳しいと考えます。 試算するべきだと思います。何か施策しないと早期取組はできないと考えますが方向性をお答え願います。</p> | <p>緑地保全等に係る市民との協働による取り組みとして、補助金を活用した農地の除草作業や花植え等の活動が地域の団体で実施されております。 また、龍ヶ崎市アダプトプログラム(公共施設里親制度)による除草や花植え活動等が実施されております。なお、これらの取り組みの推進については、予算を含め計画的な取り組みに努めます。</p> |
| 9 | <p>【47 ページ】牛久沼周辺首長会議の概要を知る必要がある。県知事もその一員に加えた方がいい。 懸念するのはつくば市の思うままになってしまうからだ。</p> | <p>牛久沼周辺首長会議については、牛久沼の周辺自治体と広域的なまちづくりを推進することを目的として設置されたものであります。なお、構成員の変更や、牛久沼の広域的</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | | な活用についてのご意見については、県との連携も必要と考えますので、検討の参考とさせていただきます。 |
| 10 | 【51 ページ】 街路樹等による沿道緑化は計画的な整備が実績としてない。 どうやって推進していくのでしょうか？ | 将来見込まれる人口減少、市民ニーズ及び地元自治会等の意見等を踏まえながら、適正な緑化について整備・推進してまいります。 |
| 11 | 【57 ページ】 幹線道路に街路樹や植栽の追加は不向き、推進も不向きです。 県は舵切りしました。都市施設課の方向性をお答え願います。 | 公共施設等の緑化推進を基本として実施しますが、街路樹等による沿道緑化については、周辺環境等から総合的に判断し、必要に応じた緑化を推進します。 |
| 12 | 【56.58 ページ】 P56 具体取組の(3) P58 具体取組の(2)について 市道はどのくらいの街路樹や植栽の総距離があるのでしょうか？ そう簡単に全ての街路樹や植栽が維持管理することができない。 適正に剪定のガイドラインをつくり、2～3 年で全て施策しないといけない。 また、メンテナンスフリー化をめざすべきと考えます。 民間と直営であってもで完全終わらせることができないと思う。 | 市道の街路樹剪定は、2年ごとを基本とし、令和 4 年度の実績で年間 7,200 本以上を実施しております。 街路樹の維持管理につきましては、年度ごとに計画的に剪定・間伐等による維持管理を実施しておりますので、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。 |
| 13 | 【61-63 ページ】 3 公園+1 公園のリニューアルは慎重に計画して行ってほしい。 水辺公園もリニューアルの対象にさせてもいい。 森林公園も同様だが、市外、県外からでも利用できるよ | 大規模公園のリニューアルについては、本市の最上位計画においても示されているため、他の計画との整合性及び連携を図り、計画的に検討していきます。 また、ご意見については、本計画の実施における検討の参考とさせていただきます。 |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>うにしないと採算とれなくなる。</p> <p>茨城県全体でもキャンプ施設は充実しており、顧客満足が命とりになると思う。</p> <p>キャンプ及び宿泊施設は大胆なるリニューアルは必要。</p> <p>収入ないと2公園のリニューアルは無理だと思う。</p> <p>龍ヶ岡、北竜台は周辺住民の意見が必要だが、優先としてインクルーシブ遊具(ユニバーサルデザインやバリアフリー機能)が必要である。近年障害持つ者に利用できやすいように整備してくべき。</p> | |
| 14 | <p>【61-63 ページ】</p> <p>地区公園において多機能トイレは設置してますか?多機能トイレにて緊急対応はどの様になってるのか?</p> | <p>本市の地区公園はつくばの里向陽台公園、北竜台公園及び龍ヶ岡公園の3公園ですが、このうち、北竜台公園及び龍ヶ岡公園の2公園に多機能トイレが設置されてます。なお、多機能トイレ内には非常用のボタンが設置されており、外部にランプとブザーにより周囲に異常を知らせる機能を有しています。</p> |
| 15 | <p>【64-67 ページ】</p> <p>拠点となる公園リニューアルでもユニバーサルデザインやバリアフリー機能は必要である。</p> <p>維持管理について、各地区が月一の市内全体清掃にて実施するべきであると思う。</p> <p>その清掃において、報償金の提供でなく物品による交換。(ゴミ袋や豊作村の生産物)でのスキームであってもいいと考える。また、樹木なら自宅が薪をつかっているなら、十分なエネルギーを活用できると思う。</p> | <p>大規模公園のリニューアルについては、各公園の特色を生かし、ユニバーサルデザイン等を取り入れたリニューアル方針を基本に検討していきます。また、維持管理については、市による維持管理のほか、公共施設里親制度の団体等による公園内の除草や清掃活動が実施されております。</p> <p>なお、ご意見については、本計画の実施における検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 16 | <p>【68 ページ】</p> <p>公園において、可能な限りですが、ヘリの救援ができるような体制もあっていい。</p> <p>学校の統廃合が検討中だが、廃校され校舎が解体された場</p> | <p>龍ヶ崎市地域防災計画において、災害時等におけるヘリコプター発着場として、公園(14箇所)や学校等の計 35 箇所を選定しております。</p> <p>なお、学校の跡地活用につきましては、他の関連する計</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | 合、敷地内の樹木はそのままにしておき、住宅地街にヘリポートの離発着ができるように整備しておいたほうがいい。 防災の一貫も大事ですが、救急的でも適用して頂きたい。 | 画と連携を図りながら、保護者や地域住民の思いに配慮しつつ、地元の意向も伺いながら検討を進めて行きたいと考えています。 |
| 17 | 【71ページ】庁内連携推進することは結構だが、住民たちの意見はもっと尊重するべきでないか？ | ご意見のとおり、市民の意見は貴重であり、基本方針4の施策12にて推進する計画として定めていますので、施策13については庁内における連携・推進の取り組みを定めたものとなります。 |
| 18 | 【72ページ】 計画は市民からの意見出てもいいのではないか？絵柄は市民→龍ヶ崎市もあっていい。 | 推進体制のイメージ図についていただいたご意見を参考に修正します。 |
| 19 | 【36-71ページ】 取組について各施策内容はわかるが、部局がどこが不明。 例 P46(4)地域資源としての緑の有効活用のところ、様々な部局が関連しているが、都市施設がサブ的要員なのか幹事となるのかははっきりするべきです。 また、P53の施策体系で担当部課そのメインかサブ(都市施設課のポジション位置を明確化)記載するべき。 | 各施策における担当課等名については、計画期間において、機構改革等による課名等の変更等が生じる場合があることから、記載しておりません。また、同一の取り組みについても、複数の課等にまたがるものがあるため、同様に記載しておりません。 |